

## 「福島県『県民健康管理調査』検討委員会」のあり方等の検討について

現在、県民健康管理調査（以下、「調査」という。）の実施に当たり設置している「県民健康管理調査検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）について、今後、長期にわたり実施する調査に資するため、平成 24 年 10 月策定の「改善策」等を踏まえ、以下により、検討を行う。

### 1 検討の視点（内容）

検討委員会においては、調査の実施及びその進捗、並びに、調査によって得られた結果、その評価等について検討を行い、意見や助言を調査の確実な実施に反映させることが重要となること等を踏まえ、検討委員会の設置目的、委員構成等について検討を行う。

#### ① 設置目的

調査の目的を含め検討する。

#### ② 委員構成

検討委員会の客観性や専門性の充実に向け、委員構成を検討する。

#### ③ その他

検討委員会の運営方法等について検討する。

### 2 検討の時期

検討結果を新年度開催の会議に適用させる。